

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

事業者 住所  
又は所有者 氏名  
電話 ( )

（担当者） 氏名  
電話 ( )

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守し、履行します。

記

建築物の所在地	(地名地番)
	(住居表示)

誓約事項

駐車場の附置  
年 月 日に地域ルールの適用を申請し、年 月 日付け判定結果通知書で適用承認を受けた本計画について、適用申請内容のとおり駐車施設を に附置します。

駐車施設の維持管理  
駐車施設を適切に維持管理するとともに、運用状況について毎年報告します。

誓約書の承継  
開発建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本誓約書の誓約事項を承継します。また、本誓約書を承継した者が開発建築物の所有権を譲渡する場合も同様とします。

（注）開発事業者又は所有者の氏名は、代表者の署名又は記名押印をしてください。  
本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。

## 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 銀座駐車場協議会

代表 東條 幹雄 様

氏名は代表者の署名又は記名押印をしてください。

事 業 者 住所  
又は所有者 氏名  
                  電話 ( )

担当者 氏名  
                  電話 ( )

問い合わせ等にご対応いただける担当者及び連絡先を記載してください。

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守し、履行します。

## 記

建築物の所在地	(地名地番)
	(住居表示)

## 誓約事項

 駐車場の附置

○○年○月○日に地域ルールの適用を申請し、○○年○月○日付け判定結果通知書で適用承認を受けた本計画について、適用申請内容のとおり駐車施設を敷地内及び隔地に附置します。

※隔地先が都市計画駐車場である場合、次の事項についても記載してください。

全数隔地の場合は「隔地」のみ

なお、△△△駐車場は都市計画駐車場であるため暫定的な使用とし、中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱に基づく集約駐車場が近隣に整備された場合、隔地先を集約駐車場に変更いたします。また、その際に必要となる費用等については自己負担とします。

 整備協力金  駐車施設整備台数が都条例による附置義務台数から低減する又は隔地に設置する場合

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱第18条第1項の規定に基づき算出した整備協力金の負担に関する協定を工事完了の3か月前までに中央区と締結します。

 駐車施設の維持管理

駐車施設を適切に維持管理するとともに、運用状況について毎年報告します。

 契約書の更新

隔地駐車施設の契約が満期になった場合は更新し、更新した契約書等を報告いたします。

 隔地駐車施設の案内

施設の利用者に対し、隔地駐車施設への案内及び誘導等を適切に行います。

 所有者等の変更

建築物の所有者又は隔地駐車施設の設置場所・設置台数に変更があった場合は、要綱の規定に基づき手続いたします。

 誓約書の承継

開発建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本誓約書の誓約事項を承継します。また、本誓約書を承継した者が開発建築物の所有権を譲渡する場合も同様とします。

(注) 開発事業者又は所有者の氏名は、代表者の署名又は記名押印をしてください。  
本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。

## 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 銀座駐車場協議会

代表 東條 幹雄 様

氏名は代表者の署名又は記名押印をしてください。

事 業 者 又は所有者	住所
	氏名
	電話 ( )

問い合わせ等にご対応いただける担当者及び連絡先を記載してください。	(担当者)	氏名
		電話 ( )

中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり誓約するとともに、これを遵守し、履行します。

## 記

建築物の所在地	(地名地番)
	(住居表示)

## 誓約事項

- 駐車場の附置  
〇〇年〇月〇日に地域ルールの適用を申請し、〇〇年〇月〇日付け判定結果通知書で適用承認を受けた本計画について、適用申請内容のとおり駐車施設を敷地内に附置します。
- 整備協力金  
駐車施設整備台数が都条例による附置義務台数から低減する又は隔地に設置する場合  
整備協力金の負担については、中央区と別途協議のうえ、協定を締結します。
- 駐車施設の維持管理  
駐車施設を適切に維持管理するとともに、運用状況について毎年報告します。
- 集約駐車施設の標示等  
集約駐車施設の標示板を当該駐車施設の出入口に掲示し、参加建築物の隔地駐車施設として適切に維持管理いたします。
- 所有者の変更  
建築物の所有者に変更があった場合は、要綱の規定に基づき手続きいたします。
- 誓約書の承継  
開発建築物の所有権を第三者に譲渡する場合、その者に対して本誓約書の誓約事項を承継します。また、本誓約書を承継した者が開発建築物の所有権を譲渡する場合も同様とします。

(注) 開発事業者又は所有者の氏名は、代表者の署名又は記名押印をしてください。  
本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。